

MIC Ministry of Internal Affairs

平成30年11月20日

平成30年度地方債計画の第3次改正

総務省は、本日付けで、平成30年度補正予算(第1号)に追加計上された災害復旧事業やブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業等を円滑に実施するため、財政融資資金等の所要額の確保が必要なことから、「平成30年度地方債計画」を改正します。

1 改正額

補正予算(第1号)に伴う地方負担額の増に対応し、4,155億円増額改正しています。 なお、改正後の地方債計画については別紙のとおりです。

※ 第2次改正後計画額 11兆7.007億円

→ 第3次改正後計画額 12兆1,162億円(+3.6%)

≪改正額の内訳≫

(億円)

項 目	改正額
•学校教育施設等整備事業	2,019
•災害復旧事業	1,726
·公共事業等	395
・その他	15
<合計>	4,155

2 資金

財政融資資金を 2,821 億円増額するとともに地方公共団体金融機構資金を 119 億円増額しています。また、民間等資金(銀行等引受)を 1,215 億円増額しています。

・財政融資資金2,821 億円・地方公共団体金融機構資金119 億円・民間等資金(銀行等引受)1,215 億円計4,155 億円

3 別紙の入手方法

別紙の資料については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp)の「報道資料」欄に、本日(20日(火))14時を目途に掲載するほか、総務省自治財政局地方債課(総務省6階)において閲覧に供するとともに配布します。

【連絡先】

自治財政局地方債課(乾管理官、織田係長、中村)

TEL: 03-5253-5111 (代表)

(内線:23407)

03-5253-5628 (直通)